

令和4年

第8回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和4年8月25日 午前9時00分～  
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）  
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(15番井上 秀樹委員、16番駒形 哲也委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 8 第2号議案 国有農地の売り払いに対する意見について
- 日程 9 第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について
- 日程 10 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程 11 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 12 第6号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 13 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
- 日程 14 その他

○令和4年8月25日（木）

- ・令和4年度南魚沼市国民健康保険運営協議会（第1回）  
【市役所本庁舎：大会議室】 〈水澤委員〉

○令和4年8月29日（月）

- ・第1回農地パトロール（3日目） 9:00～17:00  
【大崎・城内・上田地区】 〈各地区委員・事務局〉

○令和4年8月30日（火）

- ・第1回農地パトロール（4日目） 9:00～17:00  
【浦佐・六日町・塩沢地区】 〈各地区委員・事務局〉

○令和4年9月26日（月）

- ・第9回農業委員会総会 9:00～  
【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光		
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京		
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
		推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員は 3 名である。

3 番	宮田 京子	6 番	山崎 輝代	推 22 番	水澤 利徳
-----	-------	-----	-------	--------	-------

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 令和4年第8回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は農業委員3番宮田京子委員、6番山崎輝代委員、推進委員22番水澤利徳委員から欠席届が出ていますのでこれを許します。従いまして、農業委員が17名、推進委員が23名で合計40名の出席ですので総会は成立します。

### 日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

### 日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、15番井上秀樹委員、16番駒形哲也委員をお願いいたします。

### 日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。田村主事。

田村主事 令和4年7月27日に南魚沼地域振興局で農業女子会が行われ、農業経営主や農業法人の職員など、南魚沼市、湯沢町

で活躍する若い女性農業者を中心に、関係機関を含め 14 人の参加がありました。

内容としましては、最初に参加者の方が行っている農業に関する試みや、普段どのように農業に関わっているかについて紹介し合い、親睦を深めた後、ミニ勉強会として J A や農業委員会がどのような組織なのか、また、どういった時に利用できる窓口なのかについての説明を J A、農業委員会の参加者から説明をいたしました。

そして最後に、地域振興局の方から「南魚沼の農業に女子力が必要！」というテーマでこの農業女子会がどういった意義を持つものなのか、そして今後どうなっていくかの構想について、南魚沼地域の女性農業者の実情を踏まえながら講演いただきました。

今回の農業女子会では、関係機関や参加した女性農業者の方から今まで聞いたことのなかったような取り組みや他市町村での農業女子会についての話を聞くことができ、とても有意義な会になったと思います。

また、この農業女子会ですが、今年度はあと 3 回の活動を予定されているということですので、これからも農業委員会としてできる最大限の協力をしたいと考えております。

以上となります。

議 長

ただいまの報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、田村主事お疲れ様でした。ほかにありますでしょうか。無ければ私から簡単に報告します。7月29日に令和4年度農業・農政情報事業推進地区懇談会が津南町でありました。これは魚沼地域の農業委員長、職務代理や事務局長等が集まり、親睦と情報交換を行うというものなのですが、ずっとコロナの影響で開催中止になっていましたが、3年越しに津南町での開催となりました。今回は国営苗場山麓の開発事業を視察した中で、その後意見交換をさせていただきました。

それから8月23日に市町村農業委員会代表者研修会が開

催されました。今回はコロナの影響を受けウェブで開催されました。私を含めて7名が参加しました。内容は事例発表が3件と、皆様のお手元に配付している業務必携についての説明がありました。皆様についても業務必携について熟読をしていただけたら幸いです。以上です。

ほかに無いようですので諸般の報告は終了させていただきます。

#### 日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降16件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について  
6ページをご覧ください。こちらは10件です。

1番、第三者との売買のための解約です。浦佐の田1筆です。

2番、3番は賃借人が同じ方になりまして、いずれも砂利採取のための解約です。2番、3番ともに茗荷沢の田1筆です。後ほど5条申請があがってきます。

4番、砂利採取のための解約です。茗荷沢の田1筆です。後ほど5条申請があがってきます。

5番、送電線工事のための一時転用による解約です。雷土の田1筆です。こちらの使用目的については農地転用許可が不要となっておりますが、耕作目的以外に使用することで解約があがっています。

6番、第三者との売買のための解約です。余川の田4筆です。後ほど3条申請があがってきます。

7番、借受人の都合による解約です。小栗山の田8筆です。

8番、借入人の世帯員へ売却するための解約です。畔地の田4筆です。後ほど3条申請があがってきます。

9番、10番は借入人が同じ方になりまして、いずれも所有者の都合による解約です。9番が下一日市の田1筆、10番が下一日市の田2筆です。

(3) 農地法の適用を受けない事実確認について

9ページをご覧ください。こちらは2件です。

1番、西泉田の登記田、現況雑種地の1筆、3.69㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。こちらは道路拡幅による残地で狭隘なため耕作放棄地化した土地になります。農地でなくなった年月日については不詳となります。現地は7月20日に片桐委員さんからご確認いただいています。

2番、大沢の登記畑、現況原野、一部雑種地の3筆、2,431㎡です。資料は3-4ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は7月27日に高橋委員さんからご確認いただいています。

(4) 農地法施行規則29条1号の規定による通知について

11ページをご覧ください。こちらは1件です。

6番、大里の畑1筆の内59.76㎡です。転用目的は農作業場用地ということで農機具用車庫・農作業場建設のための届出です。届出日は7月22日で、資料は5-7ページをご覧ください。

第1号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第1号報告を終わらせていただきます。

**日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について**

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

13 ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が2件となっています。

1番、長森新田の田2筆4,789 m<sup>2</sup>、売買の申出で、あっせん理由は財産処分のためです。あっせん委員といたしましては7月29日に水澤委員さん、棚村委員さんをご指名しています。

2番、下原新田の田1筆1,544 m<sup>2</sup>、売買の申出で、あっせん理由は財産処分のためです。あっせん委員といたしましては7月29日に水澤委員さん、並木委員さんをご指名しています。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第2号報告を終わらせていただきます。

**日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について**

議長

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号報告朗読)

15 ページをご覧ください。7月29日付けで新潟県知事から農用地利用配分計画の認可がきています。全部で1件となります。

1番、賃借権の移転で、法人化に伴い個人名義から法人名義への賃借権を移転するための公告になります。

第3号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第3号報告を終わらせていただきます。

**日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について**

議長

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

17 ページをご覧ください。今月の3条申請は9件です。

77番、売買による所有権移転です。下原の田2筆669㎡です。申請理由は借入地を取得するためです。

78番、売買による所有権移転です。宇津野新田の畑1筆184㎡です。こちらは譲受人所有農地に隣接しております。申請理由は経営規模拡大のためです。

79番、売買による所有権移転です。畔地の田4筆5,817㎡です。こちらは共有農地となりまして、譲受人の父が借り受けしていた農地を息子名義で取得するものです。なお、譲渡人の財産処分意向が強いためこの対価となっています。申請理由は経営規模拡大のためです。

80番、売買による所有権移転です。山谷の畑1筆543㎡です。こちらは譲受人所有農地と相分けになっている農地です。なお、譲渡人の財産処分意向が強いためこの対価と

なっています。申請理由は経営規模拡大のためです。

81番、売買による所有権移転です。余川の田4筆2,308㎡です。こちらは用途地域内農地となっております、譲受人の購入希望が強くこの対価となっております。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

82番、売買による所有権移転です。小栗山の畑1筆74㎡です。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

なお、譲受人の耕作面積は記載のとおり2aのみで、今回の申請農地面積を合計しても30aの下限面積要件を満たしませんが、今回は農地法で規定されている特例を適用しての申請となります。

備考欄に記載のとおり、資料は8-9ページになります。この特例については、農地法施行令第2条第3項第3号に規定されております。

これは、「隣接地との一体利用について」の特例で、要件を満たせば適用できるものとなります。資料8ページの図中に申請地と隣接地があり、隣接地の所有者が今回の譲受人となります。

この特例の内容としては、「その位置、面積、形状等からみて、この農地に隣接している農地と一体的に利用しなければ、利用することが困難と認められる農地について、当該隣接している農地を現に耕作の事業に供する者が取得する場合には、所有権移転が可能となる」というものになります。

地図を見ながら、要件である、位置、面積、形状等についての状況を説明します。9ページの拡大図をご覧ください。

位置について、申請地の西側は道路の歩道に面していて、北側に隣接している農地が譲受人所有の畑となります。隣接している農地としてはこの畑のみとなります。東側は田んぼが面しておりますが、間に水路があつて地目も違うため、一体利用は難しい状況となっております。

面積、形状について、申請地は74㎡と小規模で、かつ三角地であります。そのため239㎡のより大きな隣接地と一体利用したほうが生産性や効率性が上がると見込まれます。

なお、位置については進入路が無い等ではないため、単独利用も可能ではありますが、今ほど説明した位置、面積、形状から総合的に判断して、この特例を適用しようとするものです。

83番、売買による所有権移転です。塩沢の田1筆539㎡で

す。こちらは用途地域内農地となっております、将来の転用の可能性も含めての対価となっております。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

84番、85番は農業者年金受給のための使用貸借権の再設定となっておりますので説明は省略させていただきます。

以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については原案のとおり承認されました。

**日程8 第2号議案 国有農地の売り払いに対する意見について**

議長

日程8 第2号議案 国有農地の売り払いに対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

21ページです。国が所有する国有農地に対して売払いの申請があったため、7月28日付けで北陸農政局長から当農業委員会に対して、この方が国有農地の売払いの対象者として適格者なのかどうかの意見照会がきています。

そもそも国有農地とは、戦後の農地解放により、国が土地所有者から農地を買い取り、小作人に売り渡したわけですが、国が買い取った農地が、何らかの事情で売渡しできずに今日まで農林水産省名義で残ってしまったものとなります。

現在、南魚沼市では6か所の国有農地の管理をしています。

農地法施行規則第94条では、国有農地の売払いに参加する旨の申込みがあった場合、農林水産大臣は農業委員会に意見を聴くと規定されており、第95条では、売払いの相手方は対象となる農地を取得して耕作すると認められる者と規定されています。

申請者の住所、氏名は1 売払申請者の住所・氏名のとおりです。売払対象農地の所在等は、2 国有財産の表示のとおりで、場所は資料10 ページをご覧ください。

売払申請者は、今回対象の農地の隣接地に住んでおられまして、長らくこの国有農地を借り受けて畑として耕作しておりました。経営面積はこの国有農地のほかはありませんが、現在も畑として耕作しておりますので、3 農地法第3条第2項各号の該当の有無について、この農地の売払いを受けた場合、申請者が効率的に耕作すると認められるということで北陸農政局に意見回答をしたいと考えております。

なお、農地取得のための下限面積要件ですが、国有農地の売払いによる農地取得について、昨年4月に省令が改正され下限面積要件が除かれました。そのため面積要件を満たさなくても取得できるということを付け加えさせていただきます。以上となります。

議 長

それでは質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議

案 国有農地の売り払いに対する意見については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

**日程9 第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について**

議 長

日程9 第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

23ページをご覧ください。今月の計画変更は1件です。

8番、当初の申請は、深沢の田3筆合計691.18㎡、砂利採取に伴う仮設運搬道路の設置で、令和3年3月26日に農地法第5条許可を受けた案件であります。資料については11-13ページになります。この計画変更については、当初の目的は変わりませんが、当初申請地の607、606番2筆を砂利採取場として使うため仮設道路面積が減少することと、一時転用期間を令和5年8月31日から令和6年6月30日に変更するための事業計画変更であります。この農地は農用地区域内にある農用地であります。砂利採取に伴う計画面積の減少と転用期間の延長であり、事業計画変更は妥当なものと考えています。なお、2筆は砂利採取へと転用目的が変わるため、第5号議案の農地法第5条申請でも関連してあがってくる案件であります。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については原案のとおり承認されました。

**日程 10 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について**

議 長

日程 10 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

25 ページをご覧ください。今月の4条申請は4件です。

16番、浦佐の畑1筆1,062㎡、転用目的は農作業所用地で資料は14-16ページです。申請の内容ですが、既存の農作業所が手狭になってきたことから新たに農作業所を建築し、農業用施設用地として利用したいというものであります。また過去に転用許可を得ずに申請地に農作業所を建築したということから、申請者本人より始末書を提出してもらってあります。この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。農業用施設として利用するものであり、転用面積も建物の配置計画や利用計画から適切なものであると判断し、許可相当であると考えています。

17番、雲洞の畑1筆の内40.5㎡、転用目的は駐車場用地で資料は17-19ページです。申請の内容ですが、申請地の隣接に申請者の自宅兼店舗がありますが、家族の使用する駐車スペースが不足しているため、申請地を駐車場として

利用したいというものであります。またすでに駐車場として砂利を敷いてあるということで、申請者本人より始末書を提出してもらってあります。この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を駐車場用地として利用するもので、転用面積も利用計画から適切であると判断し、許可相当であると考えています。

18番、五郎丸の畑1筆49㎡、転用目的は住宅用地で資料は20-22ページです。申請の内容ですが、自宅敷地内にある申請地を車庫兼農作業所、並びに農機具格納庫として利用したいというものであります。またこれらの建物はすでに建築されているものであるため、申請者本人より始末書を提出してもらってあります。この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。集落に接続した農地を周辺に居住する者の日常生活上必要な施設に利用するもので、転用面積も建物の配置計画から適切なものであると判断し、許可相当であると考えています。

19番、五郎丸の畑1筆85㎡、転用目的は駐車場用地で資料は23-25ページです。先ほどの18番案件と申請者は同一です。申請の内容ですが、駐車スペースが不足するため、自宅敷地内にある申請地を駐車場用地として利用したいというものであります。また申請地はすでに宅地内への乗入口になっているということで、申請者本人より始末書を提出してもらってあります。この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。集落に接続した農地を周辺に居住する者の日常生活上必要な施設に利用するもので、転用面積も利用計画から適切なものであると判断し、許可相当であると考えています。以上です。

議 長

暫時休憩とし、全員協議会を開催します。

(9時30分休憩)

議 長

休憩前に引き続き、議事を再開します。

(9時35分再開)

関係委員がおられます。推進委員 2 番佐々木大輔委員の除斥を求めます。

(推 2 番佐々木委員退席)

25 ページ 16 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。25 ページ 16 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、16 番案件については原案のとおり承認されました。佐々木委員の除斥を解きます。

(推 2 番佐々木委員着席)

それでは、先に承認された 16 番案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認

された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案は全て承認されました。

**日程 11 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について**

議 長

日程 11 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第5号議案朗読)

27 ページをご覧ください。今月の5条申請は12件です。65番、浦佐の畑1筆178㎡、売買による所有権移転で転用目的は資材置場用地です。資料については26 - 28 ページです。申請の内容ですが、譲受人は建築設計事務所を営んでおります。今回申請地を譲り受け、業務用資材の資材置場用地として利用したいというものであります。この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となりまして原則許可ということになります。転用面積も利用計画から適正であると考えています。

66番、浦佐の畑1筆219㎡、使用貸借権の設定で転用目的は住宅用地です。資料については29 - 31 ページです。申請の内容ですが、申請者は親子でありまして、申請地を転用し、自家用車を格納する車庫を建築したいというものであります。またこの土地には作業小屋が建っていたということで、始末書を提出してもらってあります。この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となりまして原則許可ということになります。転用面積も利用計画から適正であると考えています。

67番、浦佐の畑1筆46㎡、売買による所有権移転で転用目的は住宅用地です。資料については32 - 34 ページです。申請の内容ですが、申請地を落雪した屋根雪の雪捨て場と

して利用したいというものであります。この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を住宅用地として利用するもので、転用面積も利用計画から適正であると判断し、許可相当であると考えています。

68番、二日町の畑1筆198㎡、売買による所有権移転で転用目的は住宅用地です。資料については35-37ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受け、一般住宅を建築するという内容であります。この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅用地として利用するもので、転用面積も建築規模から適正であると判断し、許可相当であると考えています。

69番、長崎の畑1筆201㎡、使用貸借権の設定で転用目的は住宅用地です。資料については38-40ページです。申請の内容ですが、申請者は親子でありまして、申請地と隣接する宅地を利用し農家住宅を建築するという内容の申請であります。この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を農家住宅用地として利用するもので、転用面積も建築規模から適正であると判断し、許可相当であると考えています。

70番、塩沢の田1筆264㎡、売買による所有権移転で転用目的は住宅用地です。資料は41-43ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受け、一般住宅を建築するという内容の申請であります。この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となりまして原則許可ということになります。転用面積も建築規模から適正であると考えています。

71番、山崎新田の台帳畑、現況田2筆の内373.16㎡、賃借権の設定で転用目的は資材置場用地です。資料は44-47ページです。申請の内容ですが、特別高圧送電設備の新設及び建替に伴う工事ヤードとして一時利用するというものであります。期間は令和4年8月31日から令和5年9月15日までであります。資料は44ページですが、申請箇所No.2のところが今回の転用申請の対象となっております。申請箇所No.1とNo.3については、送電線を架設するた

めのドラムの設置場所として利用するということですが、電気事業者が送電用の電気工作物を設置することについては、農地転用の許可が不要となっております。ドラム場もその対象となります。そのため今回の一時転用の申請は、申請箇所No. 2の工事ヤードの申請のみということになります。この農地は農用地区域内にある農用地ですが、送電線架設のための作業ヤードとしての一時転用であり、許可相当と考えています。

72番、関の畑1筆の内219㎡、賃借権の設定で転用目的は通路用地です。資料は48-50ページです。申請の内容ですが、隣接の電区分所工事に伴う仮設道路として一時利用するものであります。期間は今年の9月1日から11月30日までであります。この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、仮設道路設置のための一時転用であるため許可相当と考えています。

73番、茗荷沢の台帳畑、現況田3筆、5,918㎡、賃借権の設定で転用目的は砂利採取です。資料は51-53ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は今年の10月1日から令和6年6月30日までであります。農用地区域内にある農地ですが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当と考えています。

74番、田崎の田2筆、5,747㎡、賃借権の設定で転用目的は砂利採取です。資料は54-56ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は今年の10月1日から令和6年6月30日までであります。農用地区域内にある農地ですが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当と考えています。

75番、深沢の田2筆、5,685㎡、賃借権の設定で転用目的は砂利採取です。資料は57-59ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は今年の10月1日から令和6年6月30日までであります。農用地区域内にある農地ですが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当と考えています。

76番、吉山新田の田2筆、5,870㎡、賃借権の設定で転用目的は砂利採取です。資料は60-62ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は今年の10月1

日から令和6年6月30日までであります。農用地域内にある農地ですが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当と考えています。

なお、73番から76番までの砂利採取のための一時転用ですが、いずれも転用面積が30アールを超えるものであるため、農業会議への諮問が必要となる案件であります。

以上です。

議長 ただいまの説明について質疑を行います。農業委員10番 棚村光正委員。

10番棚村委員 砂利採取の申請が数件ありましたが、単価がだいぶ違うようなのですが、地図を見ても同じような場所なのに、どんな条件でこのように違いが出るのか、こんなに差があると大変だなと思い聞いてみました。

一之谷係長 価格の差についてですが、特段理由等は聴取しておりません。また地域で価格の慣例があるのかどうなのかも分かりません。

議長 農業委員16番駒形哲也委員。

16番駒形委員 何年か前にも同じような質問があったのを記憶しております。塩沢から大和というように、下から順番に上に向かって価格が高くなるというのが実情です。大和地域においても[ ]さんが入るような所は良い砂利が取れないということで、この価格じゃなければやっていけないということを知ったこともありますし、価格の設定については各地域のこれまでの流れで設定されているのではないかと思います。

議長 今ほど駒形委員から話がありましたが、この価格の違いに対しては農業委員が関与できるものではありませんし、[ ]さんの場合ですと、場所的に良い砂利が取れるから価格が高めなど、各企業が昔から地域と協議しながら地域の実情を踏まえて決めた価格となりますので、これにつ

いてはご理解いただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。棚村委員よろしいでしょうか。ほかに何かありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第5号議案については原案のとおり承認されました。

議 長

日程 12 第6号議案 農用地利用集積計画(案)について

日程 12 第6号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第6号議案朗読)

31 ページからになります。全部で3件です。

570 番、下原新田の田1筆 1,544 m<sup>2</sup>、所有権移転で、対価についてはm<sup>2</sup>当たり 291 円です。あっせんの結果、賃貸人との売買が成立したものです。資料は63 ページをご覧ください。こちらは相分けの土地で、地図を見ると分かりますが一番道路から遠い土地になりますので、価格も低めとなっています。

なお、571 番から 572 番までの案件につきましては、賃借権の再設定となりますので説明は省略させていただきます



区域からの除外で3件となっています。

別冊の1ページをご覧ください。こちらは南魚沼農業振興地域整備計画の変更理由書ということで、(2)に農用地利用計画の変更が3件あがっています。2ページの3農用地利用計画の変更(2)に除外の概要が載っています。

3ページからが除外の説明資料となります。1件目が大杉新田で、土地は申出人の属する農家世帯の自作地になります。4変更の概要の(2)開発の概要のアに開発の目的がでていますが、目的は、住宅建設になります。また、イの面積ですが、土地は大杉新田の田1筆400㎡です。

6ページに農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件に係る適合理由が詳細に載せてあります。

除外する理由といたしましては、事業者は、実家で両親、祖父と同居しているが、結婚し子供が生まれ6人家族となり、現住居では手狭になってきたことから住宅を必要としている。農業経営を継承する予定であることから農作業所のある実家の近辺で建築する必要がある。また、共働き世帯のため子供の世話を母親に頼むことがあることから実家の近辺で建築する必要があるとのこと。

申出地の選定理由については、農用地区域外に用地を求めたが、土地所有者や耕作者等の意向等から立地条件を満たす土地を求めることができなかつたため、やむを得ず当該地を選定したものである。とのこと。

当該地は、建築面積や冬期間の堆雪場の必要性から規模は適当であり、また当該変更により、周辺の営農や集積に影響を及ぼすおそれはありません。

7ページに変更箇所の詳細図がでていますが、①と書かれているところが申請地です。次ページ以降に地番図、位置図、排水系統図、利用計画図、求積図が載っています。

13ページをご覧ください。こちらに工程表が出ていますが、来年の4月の中旬から工事を始めて、8月末までには完成させたいとのこと。

14ページには隣接地の方の同意書が載せてあります。また、15ページには所有者の条件付貸付同意書が載せてあります。

16ページに移りまして、除外の2件目です。場所は美佐

島で、土地については所有権の移転を予定しています。

4 変更の概要の(2)開発の概要のアに開発の目的がでていますが、目的は、駐車場の建設になります。また、イの面積ですが、土地は、美佐島の田3筆、計1,866 m<sup>2</sup>です。

19 ページに農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件に係る適合理由が詳細に載せてあります。

除外する理由についてですが、事業者は、南魚沼市に本店を置く[ ]です。現在、[ ]店舗の再編や[ ]事業の拠点集約・整備を進めており、本店敷地内に六日町地域の支店を統合した新店舗の建設および既存施設の本店敷地内への集約等を計画しています。しかし、現本店敷地では必要とする330台の駐車台数のうち260台しか確保できず、不足する70台分の駐車場の建設を必要としているとのことです。

申出地の選定理由については、従業員及び来客の利便性を考慮し、本店周辺の農用地区域外に用地を求めたが、代替すべき土地がなかったため、やむを得ず当該地を選定したものであるとのことです。

規模については、70台分の駐車場としては適当な面積であり、また、当該変更により周辺の営農や集積に影響を及ぼすおそれはありません。

20 ページに変更箇所の詳細図がでていますが、①と書かれているところが申請地です。次ページ以降に地番図、位置図、排水系統図、利用計画図、平面図が載っています。

28 ページをご覧ください。こちらに工程表が出ていますが、来年の3月の中旬から工事を始めて、6月中旬頃までには完成させたいとのことです。

29 ページには隣接地の方の同意書が載せてあります。また、30、31 ページには所有者の条件付貸付同意書が載せてあります。

32 ページに移りまして、除外の3件目です。場所は小杉新田で、土地は自作地になります。

4 変更の概要の(2)開発の概要のアに開発の目的がでていますが、目的は、自動車の転回場の設置になります。また、イの開発全体面積は、田1筆39 m<sup>2</sup>と用悪水路37 m<sup>2</sup>

の計 76 m<sup>2</sup>です。今回、農振除外申出地は田の 39 m<sup>2</sup>分であり、用悪水路 37 m<sup>2</sup>は払い下げ予定地になります。払い下げについては、市建設課と協議済です。

35 ページに農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項の要件に係る適合理由が詳細に載せてあります。

除外する理由につきましては、事業者の住宅兼店舗は、市道からの幅員が 3 m 程度と狭いうえに長く、建物の前も狭いため自動車を転回させるのが困難であり、転回場の設置を必要としています。建物の前に位置し、自動車の転回場として利用可能な土地は当該地のみであるとのことです。

申出地の選定理由については、事業者の住宅兼店舗の前に位置することと、進入路または用途廃止される水路に隣接していることという立地条件に合った土地を選定したということです。

計画地は、不整形地であり、有効利用できる面積が少ないことを考慮すると規模としては適当であり、当該変更により周辺の営農及び集積に影響を及ぼすおそれはありません。

36 ページに変更箇所の詳細図がでていますが、①と書かれているところが申請地です。次ページ以降に地番図、位置図、排水系統図、車の軌跡図が載っています。

41 ページをご覧ください。こちらに工程表が出ていますが、来年の 4 月の 1 か月間で完成させたいとのことです。

以上農林課より農用地区域からの除外 3 件の協議があがっています。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号については原案の通り同意されました。

#### 日程 14 その他

議 長

日程 14 その他についてですが、何かありますでしょうか。農業委員 16 番駒形哲也委員。

16 番駒形委員

休憩時間中に行われた青年農業者との懇談会担当者会議についてお知らせします。今年の懇談会の日程としては昨年同様に 11 月の終わり頃から 12 月の初めに開催を検討しております。また詳細については追って報告したいと思います。以上です。

議 長

ただいまの駒形委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですのでお疲れ様でした。ほかにありますでしょうか。農業委員 5 番片桐京委員。

5 番片桐委員

休憩時間中に行われた女性農業者との交流会担当者会議についてお知らせします。今年の女性農業者との交流会の開催について検討しました。コロナの感染拡大の中、実施するのかをまず検討いたしました。視察や会食は行わない中で実施する方向で進めていきたいと思っております。詳細はこれからつめていきますが、時期としては 12 月上旬頃、案としては 12 月 9 日金曜日を考えております。開催についてご協力をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

ただいまの片桐委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですのでお疲れ様でした。ほかにありますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦労さまでした。

(10時55分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 4年10月25日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

---

会 議 録 署 名 委 員

井 上 秀 樹

---

会 議 録 署 名 委 員

駒 形 哲 也

---